

(2) 南河内 3 市町村下水道台帳管理システム構築業務
特記仕様書

富田林市 下水道課

（２）南河内３市町村下水道台帳管理システム構築業務
特記仕様書

第 １ 章 総 則

（業務の目的）

第１条 本業務は、南河内３市町村の下水道管路施設の管理を行うための下水道台帳システム（以下「本システム」という。）を構築し、下水道管路施設等の把握と窓口業務の効率化及び維持管理計画・改築更新計画を円滑に推進することを目的とするものである。

（仕様書の適用）

第２条 本仕様書は、富田林市（以下、「発注者」という。）が発注する「（２）南河内３市町村下水道台帳システム構築業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

（法令等の遵守）

第３条 本業務は、本仕様書及び下記の関係法令等に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受注者は発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- （１）下水道法
- （２）下水道法施行令
- （３）下水道法施行規則
- （４）下水道維持管理指針
- （５）測量法
- （６）富田林市公共測量作業規程
- （７）地理空間情報活用推進基本法
- （８）その他関係法令、例規、規定等

（秘密の保持及び情報セキュリティポリシーの遵守）

第４条 受注者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約期間後においても同様とする。また、発注者は本業務内で取り扱う個人情報や、発注者より貸与を受けるデータ及びシステムの情報保護、品質管理、環境保護の観点から、セキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。

具体的には、以下の資格を取得しており、その証明として契約時に登録証（写）を提出するものとする。

- （１）情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001 若しくは JISQ27001）
- （２）プライバシーマーク（JISQ15001）

(主任技術者及び現場代理人)

第5条 受注者は、主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 主任技術者は、「測量士」の資格を有し、平成22年度以降において下水道台帳システムの構築業務の実績がある者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

3 現場代理人は、打合せ、主要な事項には全て立ち会うものとする。

(照査技術者)

第6条 照査技術者は、「空間情報総括管理技術者」の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術上の照査を行う者で、成果品に誤りがないよう照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(提出書類)

第7条 受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 現場代理人届(資格証、雇用を証明できる資料)
- (5) 主任技術者届(資格証、雇用を証明できる資料)
- (6) 照査技術者届(資格証、雇用を証明できる資料)
- (7) その他発注者が必要と認める書類

(作業に関する疑義)

第8条 受注者は、本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合は速やかに発注者と協議のうえ解決に努め、発注者の指示に従うものとする。

(履行期間)

第9条 本業務の履行期間は、以下のとおりとする。

契約締結日から令和3年3月31日

(工程の管理)

第10条 受注者は、業務計画書等に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を適時発注者に報告しなければならない。

(保管)

第11条 受注者は各データ及び資料を発注者に納品後、発注者と協議を行い、必要と認められる期間、受注者は責任を持って保管するものとする。

(貸与資料)

第12条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 下水道施設情報及び属性データファイル (shape 形式、一部 DWG 形式)
- (2) 航空写真データファイル (TIFF 形式)
- (3) 地番家屋現況図データファイル (shape 形式)
- (4) 道路台帳図データファイル (shape 形式)
- (5) 地形図データファイル (shape 形式)
- (6) 竣工図データファイル (PDF 形式)
- (7) その他必要と認めるデータ資料

(構築データの帰属)

第13条 本業務で構築する全てのデータについては、発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく公表、貸与又は使用してはならない。

(ソフトウェア等の帰属)

第14条 本システムにおいて基幹をなすシステムのソフトウェアは、発注者に使用权があるものでなければならない。

2 前項以外の全てのソフトウェア (別途協議があるものを除く。) は、発注者に使用权があるものでなければならない。

3 著作物である地図等のデータの使用 (印刷を含む。) については、発注者に使用权があるものでなければならない。また、製本等に関する使用承諾書を必要とする場合、受注者は著作権者に使用承諾を書面で取得し、発注者に承諾書を提出しなければならない。

(賠償責任)

第15条 本業務の実施において、受注者が発注者もしくは第三者に損害を与えた場合、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は、受注者が負うものとする。

(再委託の禁止)

第16条 受注者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務については、この限りでない。

2 前項における補助的業務とは、コピー、文字入力、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等を指し、補助的業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。

3 全てのデータ、個人情報などの管理には万全の注意を行わなければならない。なお、それに伴う費用と処置は全て受注者が責任を負うものとする。

4 新規に製作するデータと発注者が貸与した資料等については、全て発注者に帰属するものであり、受注者は再委託者に対し無断使用や損失破損等の管理責務を有するものである。

なお、再委託の作業における責任は全て受注者が負わなければならない。

(完了検査)

第 17 条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに第 4 章に示す成果品及び照査報告書を業務完了届とともに提出し、主任技術者及び現場代理人が立会のもと、発注者の検査を受け、合格しなければならない。

2 発注者から適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに受注者の負担で修正を行い、再検査を受け完了検査に合格しなければならない。

(成果品の引渡し)

第 18 条 成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、業務の完了とする。なお、本業務は 3 市町村の下水道台帳システム構築業務を共同発注したものであるため、成果品については 3 市町村それぞれ取り纏めて納品するものとする。

第 2 章 業 務 概 要

(システム機能)

第 19 条 本業務で構築する下水道台帳システムは以下記載事項に準拠するものとする。

(1) 下水道台帳システム

管渠、マンホール、取付け管、排水設備等の下水道施設情報と地形図等の地図情報を一元管理し、「下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き改定 Ver4」に準拠したシステムであること。

(2) 窓口用システム

住民や工事関係者への下水道台帳の閲覧・検索・印刷サービスを提供し、窓口業務の簡略化に繋がるシステムであること。

(3) 維持管理システム

苦情要望処理、日常点検調査、緊急清掃修繕作業、長寿命化計画に伴う調査・工事などの全ての維持管理業務の成果と連携し自動で入出力できるデータベースを構築すると共に、陥没、詰りの発生分布や管渠の劣化度等を表示でき、今後の維持管理計画を支援する分析ツールとして運用できること。

(作業概要)

第 20 条 本業務の作業内容及び数量は以下のとおりとする。

(1) 計画準備	1 式
(2) データ検証・精査	1 式
(3) データ変換・レイアウト修正	1 式
(4) システムインストール	1 式
(5) データセットアップ・動作検証	1 式
(6) 環境設定	1 式
(7) システム設置・テスト	1 式

- | | |
|--------------|-----|
| (8) ドキュメント作成 | 1 式 |
| (9) 講習会・研修 | 1 式 |
| (10) 運用保守 | 1 式 |

(システム運用の基本要件)

第 21 条 システム運用の基本要件を以下の項目に必須とするものとする。

- (1) 富田林市において、システム構成はクライアント・サーバー方式として、サーバーを設置する場所については下水道課とするものとする。別紙「システム構成概略図」参照
- (2) 3市町村に導入するライセンス数の内訳は以下のとおりとする。
 - ① 富田林市 課内業務支援用 4 ライセンス、窓口用 1 ライセンス
 - ② 河南町 課内業務支援用 1 ライセンス（窓口用と兼用）
 - ③ 千早赤阪村 課内業務支援用 1 ライセンス（窓口用と兼用）
- (3) 別紙「システム機能一覧」に示す機能について、納入時には全て実装したものであること。
- (4) 最新のゼンリン社製電子住宅地図データを7ライセンス分（5年間使用料）調達するとともに、システム上にインストール、環境設定を行うものとする。
- (5) 本条ではシステム構成はクライアント・サーバー方式としているが、その他の方式を妨げるものではない。

第 3 章 業 務 内 容

(全体スケジュール)

第 22 条 現時点で想定している全体スケジュールを参考に示す。より安定的かつ効率的な稼働スケジュールがあれば提案に含めること。

[illegible]

(計画準備)

第 23 条 本業務を遂行するにあたり、3 市町村における下水道施設情報の把握を行い、業務全体の作業方針を立案し、業務の計画準備を行なうものとする。また、本業務で実施する作業内容を充分理解した上、業務を円滑に遂行するため、作業内容等を簡潔にまとめた業務計画書を作成するものとする。業務計画書をやむを得ない事情により変更する場合には、すみやかに発注者に報告し、その承認を得ることとする。

(資料収集整理)

第 24 条 本業務を進めるにあたり、必要となる資料の収集を行い、後続作業を円滑に進めるための整理をおこなうものとする。整理された資料については、一覧表にまとめ発注者に提出して、業務実施中でも不可欠な資料があれば協議の上、収集をおこなうものとする。

(データ検証・精査)

第 25 条 システム移行について、各工程別の細部計画を立案し、円滑に作業を進めるための準備を行うものとする。既存の下水道台帳システム機能確認及び受注者が所有する下水道維持管理 GIS パッケージシステムに関するヒアリング、確認をおこなう。なお、協議確認後、要件定義書として内容を整理するものとする。

(データ変換・レイアウト修正)

第 26 条 受注者は、貸与された下水道施設情報等の既存 G I S データのデータ変換を行い、受注者が搭載するシステムのデータベースを構築するものとする。また、表示される属性等が通常業務時に重ならないよう、レイアウト等を修正するものとする。

なお、データ変換する G I S データは各市町村以下のとおりとする。

- (1) 下水道施設情報及び属性データファイル
- (2) 航空写真データファイル
- (3) 地番家屋現況図データファイル
- (4) 道路台帳図データファイル
- (5) 地形図データファイル
- (6) 竣工図データファイル
- (7) その他必要と認めるデータ資料

2 データ移行設計書を作成し、現行システムで利用しているデータが過不足なく移行ができるように実施するものとする。

3 導入する下水道台帳管理システムで各端末に割り当てる権限(参照・編集の可否)を検討する。

4 システムの移行にあたっては、担当職員と十分協議を行ったうえ、システム移行の日時やハードウェア設置場所等を決定するものとする。

■下水道施設データ移行数量

富田林市

名称	数量		提供形式	備考
管渠	432.6	k m	Shape 形式	汚水・雨水
人孔	17,865	箇所	Shape 形式	汚水・雨水
公共ます	32,522	箇所	Shape 形式	汚水

※その他必要と認める資料は Shape 形式等にて提供

河南町

名称	数量		提供形式	備考
管渠	97.0	k m	Shape 形式	汚水・雨水
人孔	4,300	箇所	Shape 形式	〃
公共ます	6,701	箇所	Shape 形式	汚水

※その他必要と認める資料は Shape 形式等にて提供

千早赤阪村

名称	数量		提供形式	備考
管渠	31.1	k m	Shape 形式	汚水
	1.8	k m	DWG 形式	〃
人孔	1,593	箇所	Shape 形式	〃
	110	箇所	DWG 形式	〃
公共ます	1,595	箇所	Shape 形式	〃
	63	箇所	DWG 形式	〃

※その他必要と認める資料は Shape 形式等にて提供

(機器調達)

第 27 条 調達するハードウェアは、発注者が日常業務で必要十分な動作保障環境として要求する機能・性能要件等を別紙「導入機器スペック一覧」に示すものとする。ただし、受注者から調達されるシステムが快適に稼動することが絶対条件とするものとする。

2 ハードウェアは、調達時点での最新機種とし、新品であることとし、発注者と協議の上、決定するものとする。

(システムインストール・システム構築)

第 28 条 本システムの稼働に必要なとなるソフトウェア及びデータベースの各種設定を実施するものとする。なお、別紙「システム機能一覧」に示す機能を所有したシステム構築をおこなうものとし、受注者のパッケージソフトウェアに機能が不足する場合はカスタマイズを行い、別紙「システム機能一覧」を満足するように構築するものとする。

(データセットアップ・動作検証)

第 29 条 前条までに変換したデータを発注者と協議したシステム環境設定上で、図形及び属性の設定をしながら、システムへインストールし、現地で設置可能な環境にするために社内テストを実施する。

(環境設定)

第 30 条 システム環境設定は、システムの運用にあたり、発注者と協議の上、以下の項目について設定するものとする。

(1) 環境設定

移行計画書により定められたGISデータ及びシステム機能が実現するため、下水道維持管理システムのアプリケーションを設定する。

(2) 表示設定

本システムのポータルサイト、レイヤ表示設定、オンラインヘルプ等の表示についての設定をすること。また、GISを利用したことがない職員でも、簡単に基本操作ができるように、操作機能ボタン等の配置・表示を工夫して設定すること。

(3) 機能設定

本システムは地図の表示、検索及び印刷等の基本機能以外に以下の下水道維持管理に関する各機能を設定するものとする。

(4) 帳票設定

帳票については、既存のシステム上の帳票や市で紙や別データで現在利用している帳票を協議、参考にしながら、導入するシステムでの帳票設定を実施するものとする。

(5) 権限設定

各ユーザ、各レイヤ(データ)に対して、閲覧・編集等の可否に関する権限や印刷・編集機能等の利用可否に関する権限などの設定を実施すること。なお、富田林市分における窓口1台は閲覧が中心の住民対応用、課内4台は編集可能な業務用として権限設定するものとする。

(6) セキュリティ対策

本システムの構築にあたっては、各市町村情報セキュリティポリシー等に準拠したうえで、必要となるセキュリティ対策を講じること。

(7) バックアップ対策

システム障害、天災等が発生した場合に、速やかにデータを復旧できるように、データのバックアップ対策を講じること。

(システム設置・テスト)

第 31 条 本システムのハードウェアの運用場所への設置や周辺環境整備等を実施するものとする。運用場所での設置時には、運用テストを実施し不具合等がある場合は、修正を行うものとする。

また、操作マニュアル及びシステム管理マニュアル等を作成するとともに、システムの導入にあたっては、以下の内容について、市職員に研修を行うものとする。

2 システムの操作方法

定期的バックアップについて、システムにセキュリティ取込み（パスワード管理等）のシステムの安全対策方法、システムダウン時、異常動作時、障害発生時、その他非常時の対処方法、FAQ（回答集）をデータベースへ格納すること。

（ドキュメント作成）

第 32 条 本システムを運用するにあたって必要となる以下の操作マニュアルを作成するものとする。

- （１）システム管理者向け操作マニュアル
- （２）一般利用者向け操作マニュアル

（講習会・操作研修）

第 33 条 操作研修は、本システム導入後に職員に対して集合形式の操作研修を以下のとおり実施するものとする。

- （１）システム管理者向け研修
- （２）一般利用者操作研修

第 4 章 検査及び成果品

（検査及び校正）

第 35 条 成果品の検査については、主任技術者及び現場代理人が立会いの上、発注者の承認を得た後で受けるものとする。また、本業務の途中においても、発注者は必要に応じて仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は速やかにその指示に従わなければならない。

なお、これに係る費用はすべて受注者の負担とする。

（成果品・納品物の帰属）

第 36 条 本業務において作成した成果品及び納品物のうち、操作マニュアルならびにハードウェアは発注者に帰属するものとする。またパッケージソフト、システムソフトウェア、第三者ソフト等については、発注者はその使用权及び使用許諾をもってシステムを使用するものとする。

2 前項に関わらず、ソフトウェアの活用及び改良があった場合、その著作権はプログラム開発者あるいは受注者に帰属し、発注者はそのソフトウェアの使用权を取得する。

(成果品の瑕疵)

第 37 条 受注者は、本業務において不備が生じた場合は、ただちに訂正することとする。又、納品後といえども仕様書及び関係規程等に反した方法で作業が行われたとき、又は、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品があったときは、再作業を行い、改めて納入することとし、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

(成果品)

第 38 条 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾なしで公表、貸与、使用してはならないものとする。納入成果品は次のとおりとする。また、本業務は 3 市町村の下水道台帳管理システム構築業務を共同発注したものであるため、成果品については 3 市町村それぞれ取り纏めて提出するものとする。

(1) 業務報告書	1 式
(2) 下水道台帳管理システムデータファイル	1 式
(3) 下水道台帳管理システム	1 式
(4) 下水道台帳管理システムサーバ	1 式
(5) 移行設計書	1 式
(6) 移行手順書	1 式
(7) 導入結果報告書	1 式
(8) 職員用操作マニュアル	1 式
(9) 管理者マニュアル	1 式
(10) 打合せ議事録	1 式
(11) その他協議により必要と認められるもの	1 式

(別紙) システム機能一覧

下水道台帳管理システム(基本機能と専用機能)

※最低限必須機能です。

基本機能		
機能名	詳細	説明
表示	拡大/縮小	地図の拡大/縮小を行う機能
	移動	地図の移動をする機能
	回転	地図表示全体を回転する機能
	凡例一覧	地図データの表示・非表示や、凡例一覧を制御(上下入替等)を行う機能
	属性	地図データの該当属性を表示する機能
	複数画面表示機能	複数の地図画面を同時に表示する機能
検索	検索共通機能	住所や地番、範囲等を指定し、対象地物を検索する機能
	属性検索	属性項目(付帯情報)により地図を検索する機能
	結果管理機能	検索結果データを保存・管理する機能
図形編集	レイヤ編集	指定した地図レイヤに点・線・面を作図する編集機能。 (富田林市下水道台帳レイヤとする。)
	一時図形編集	一時的に図形を書き込む機能。
印刷	詳細印刷	詳細な設定(縮尺や印刷範囲、装飾等)を行い地図印刷する機能
	簡易印刷	表示された画面をそのまま簡易に地図印刷する機能
	窓口印刷	窓口業務で提供する定型様式で印刷及び領収書の印刷する機能
	データ出力	印刷画面をデータファイル(PDF 等)で出力する機能
	連続印刷機能	指定した範囲の地図を自動分割して、連続印刷する機能
主題図	主題図作成機能	任意の項目による主題図(色塗り図)を作成する機能
	主題図設定保存機能	設定した主題図作成条件を保存/呼出しする機能
	CSV 設定読み込み機能	主題図対象のデータを CSV 形式で設定/読込する機能
REDO/UNDO	新規登録	新規登録前後の状態を管理(記録)する機能
	編集登録	図形編集前後の状態を管理(記録)する機能
	削除	図形削除前後の状態を管理(管理)する機能
計測機能	距離計測機能	任意数の点間の距離を計測する機能
	面積計測機能	任意領域(ポリゴン)の面積を計測する機能
解析機能	空間交差機能	入力レイヤの交差部分を求め新しいレイヤを作成する機能
	空間抽出機能	入力レイヤを別のレイヤで切り抜き新しいレイヤを作成する機能
属性編集機能	一括編集機能	レイヤ・テーブルの属性を一括で変更する機能
標準データ入出力	データインポート	管理者が任意のデータをインポート(登録)する機能

ファイリング機能	データエクスポート	管理者が任意のデータをエクスポート(出力)する機能
	クリップボード	クリップボード(パソコンの記憶領域)に出力(コピー)する機能
		竣工図書等の画像やその他関連データを施設と関連付けて参照、登録する機能
ユーザ管理(管理者用特別機能)	ユーザ操作監視機能	ユーザの操作状況を把握する機能
	ユーザ管理機能	管理機能(ユーザ)を制御する機能
	データ管理機能	管理機能(データ)を制御する機能
	アクセス管理機能	管理機能(アクセス)を制御する機能
	機能管理機能	管理機能(機能)を制御する機能
	役割管理機能	管理機能(役割)を管理する機能
	ログ管理機能	管理機能(ログ)を管理する機能
	データ連携管理機能	データ連携を制御・管理する機能
専用機能		
機能名	詳細	説明
下水道台帳管理	下水道施設	下水道台帳に係る各項目(マンホール、柵、取付管)の登録・編集・削除をする機能
	下水道区域	下水道区域を入力・編集・削除する機能
	検索・表示	下水道台帳の属性項目(付帯情報)により検索・一覧結果表示する機能
	縦横断面図作成	指定した区間の縦断面図・横断面図を任意縮尺、平面図付きで作成表示・印刷・DXF形式出力する機能
	土被り計算機能	管渠上の任意の個所の土被りを表示する機能
	上下流追跡	任意の地点から上流又は下流方向へ管路と管路に接続する柵、排水設備の接続状況を追跡する機能。同時に追跡結果の一覧表示を行なう
下水道計画支援	登録編集	区画割図(路線番号・亀甲・注記をセットとする)の入力・編集・削除を行う機能
	流量計算	処理分区・流域接続点番号単位で流量計算を行い、流量表を出力する機能
排水設備管理	登録編集	排水設備/未接続の新規登録・編集・削除を行う機能
	主題図機能	排水設備状況に応じて家屋、筆界等を色分けする機能
	検索・表示	任意の属性項目による検索を行なう機能。①排水設備(受付確認番号・申請者名・指定工事店など)②未接続(浄化槽・汲み取りなど)
	帳票出力	計画確認書等の帳票を出力する機能
定型台帳管理	登録編集	開発協議/境界確定協議/施行承認等の新規登録・編集・削除を行う機能

	主題図機能	開発協議/境界確定協議/施行承認の状況に応じて家屋、筆界等を色分けする機能
	検索・表示	任意の属性項目による検索を行なう機能。受付確認番号・申請者名など
	帳票出力	協議書/意見書等の帳票を出力する機能
業務管理(履歴)機能	維持管理機能	住民登録、調査等の任意のレイヤを施設と関連付けて管理する機能
	業務日報(月報)	維持管理で入力したデータから日報、月報を作成する機能
	登録編集	事業番号・年度・区分等を入力・編集・削除する機能
	履歴情報参照	指定した管路施設の履歴情報を閲覧する機能(時系列で閲覧も可能)。
長寿命化支援	検索・表示	重要道路等の領域条件と施工年・管径・材質・TVカメラ調査結果等の属性条件の組合せによる検索を行う機能
	重要度評価	管渠のリスクパラメータを設定することにより、重要度を評価する機能
	優先度評価	TVカメラ調査および改築・更新管渠の優先度を評価する機能
	調査結果の自動取込み	TVカメラ調査結果票(EXCEL)から自動取り込みを行う機能
地震対策支援機能		下水道施設の耐震化状況を管理する機能
窓口用機能	閲覧・印刷	検索、閲覧、印刷機能による窓口業務の簡略化
作業管理(履歴・予定)	登録編集	事業番号・年度・区分等の施設情報を入力・編集・削除できる。
	履歴情報参照	指定した下水道作業の履歴情報を閲覧・表示でき、時系列でも閲覧できる。
	予定作業情報	予定作業の情報を閲覧・表示でき、時系列でも閲覧できる。
	管理状況分析	維持管理状況の分析、視覚化。
現地調査支援	位置検索機能	住宅地図・地番図・GPS等で位置検索が行える。
	ユーザレイヤ登録機能	現場でマップ上にポイント等を作成し、必要な属性を入力できる
	カメラ機能	現場で撮影した写真をシステムに取り込むことができる
苦情履歴管理機能	苦情対応表入力	苦情対応表を管渠・人孔等のそれぞれに関連づけて登録できる機能
	位置登録	管渠・人孔等のそれぞれに既存データではなく、ポイント等の図形データとして、位置情報を登録できる機能
	苦情情報参照	登録した苦情情報に関して、職員対応等の状況が一覧表で管理出来る機能
	苦情情報修正	登録した苦情情報を修正、削除できる機能
	データ出力	登録した苦情情報をCSV若しくはEXCELデータ等で様式に出力できる機能
施設点検管理機能	点検記録表入出力	施設の点検記録表の取り込み、入力、既存データとの対比等が出来る機能
	施設点検情報参照	登録した管路点検状況に関して、状況が一覧表で管理出来る機能

	施設点検修正	登録した施設点検情報を修正、削除が出来る機能
	データ出力	登録した管路点検情報を CSV 若しくは EXCEL データ等で出力できる機能
その他	その他	水洗化、普及率を算出する機能

(別紙) システム構成概略図 (参考)

※その他の手法を妨げるものではない。

【システム構成概略図】

富田林市

下水道課内 サーバー



河南町



下水道課内業務支援用 PC
(窓口紹介用兼用)

千早赤阪村



下水道課内業務支援用 PC
(窓口紹介用兼用)

(別紙)導入機器スペック一覧

【機器スペック一覧】

以下のスペックと同等以上のスペックを導入するものとする

1. デスクトップPC仕様（富田林市 5 台・河南町 1 台・千早赤阪村 1 台）

項 目	仕 様
OS	Windows10 Professional
CPU	Intel Core i7 8700 以上
HDD	500GB
メモリ	8GB 以上
モニター	23 型以上ワイドモニター(1920x1080
光学ドライブ	内臓 DVD-ROM
Microsoft Office	Microsoft Office 2019 Professional
保守	5 年間 翌営業日対応オンサイト保守

2. サーバーPC仕様【タワー型】（富田林市 1 台）

項 目	仕 様
OS	Windows Server 2019 Standard Edition
CPU	インテル® Xeon® E3 プロセッサー
メモリ	16 GB 以上
HDD	2TB
RAID	RAID10 構成
Microsoft Office	Microsoft Office 2019 Professional
保守	5 年間 翌営業日対応オンサイト保守

3. プリンタ（河南町 1 台、千早赤阪村 1 台）

項 目	仕 様
品名	DocuPrint C3450d II
用紙トレイ	初期1段と追加で1段以上
保守	5 年間 オンサイト保守